## <学校の設置等の認可>

## ○提出書類

	項目	提 出 書 類 等
1	学校の設置	① 認可申請書
	学則の変更	② 目的、名称、位置、学則、経費の見積り及び維持方法、開
		設の時期を記載した書類
		③ 校地、校舎等の図面
2	学校の廃止	① 認可申請書
		② 廃止の事由及び時期並びに生徒の処置方法を記載した書
		類
3	設置者の変更	① 認可申請書 (新旧設置者の連署)
		② 変更前後の目的、名称、位置、学則、経費の見積り及び維
		持方法並びに変更の事由及び時期を記載した書類
4	課程、学科、専	① 認可申請書
	攻科、別科の設	② 事由、名称、位置、学則の変更事項、経費の見積り及び維
	置	持方法、開設の時期を記載した書類
		③ 校地校舎等の図面
5	分校の設置	4と同じ

## ○根拠法令

学校教育法(昭和22年3月31日法律第26号)

(総則)

- 第4条 次の各号に掲げる学校の設置廃止、設置者の変更その他政令で定める事項は、それ ぞれ当該各号に定める者の認可を受けなければならない。
  - 二 市町村の設置する高等学校、中等教育学校及び特別支援学校 都道府県の教育委員会

## ○審査基準

高等学校設置基準(昭和 23 年 1 月 27 日文部省令第 1 号) 学校教育法施行規則(昭和 22 年 5 月 23 日文部省令第 11 号)